



平成 18 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社  
代表者名 取締役社長 成田和幸  
( JASDAQ・コード 1873 )  
問合せ先 執行役員財務部長 青苅雅肥  
T E L ( 019 ) 624-3261

### 株式会社ジャスダック証券取引所への「改善報告書」の提出について

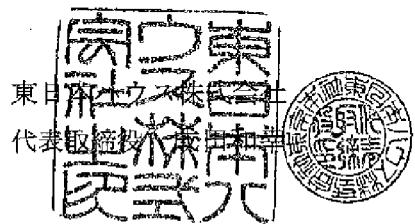
東日本ハウス株式会社（以下当社）は、平成 17 年 10 月期決算短信等の訂正及び平成 18 年 10 月期に係る半期報告書を法定期限内に提出することが出来なかつた件について、内部管理体制及び適時開示を適切に行うための体制等について改善の必要性が高いとの判断から、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 12 月 6 日を期限とした「改善報告書」の提出を株式会社ジャスダック証券取引所から求められておりましたが、本日別添内容のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

以 上

添付書類：改善報告書

平成18年11月30日

株式会社ジャスダック証券取引所  
代表執行役会長 藤原 隆殿



## 改善報告書

今般、弊社は、退職給付債務額計算における錯誤のデータを使用したことにより、平成17年10月期の決算短信、同有価証券報告書等の記載内容を訂正し、不適切な開示を行っていた件などについて、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第23条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

### 記

平成18年7月初旬、弊社の平成17年10月期における退職給付債務額に誤りがあったことが判明し、同有価証券報告書の記載内容に訂正すべき事項が生じました。

また、この事態に伴ないまして、弊社と致しましては、平成18年10月期半期報告書を期限内（平成18年7月31日）に提出すべく鋭意努力を重ねて参りましたが、誠に遺憾ながら提出期限を遵守する事ができませんでした。

その後、弊社は平成17年10月期に遡り、退職給付債務額を訂正し、平成18年8月4日付で平成17年10月期有価証券報告書の訂正報告書および平成18年10月期に係る半期報告書を提出することが出来ました。この間、退職給付債務額の錯誤判明から平成17年10月期有価証券報告書の訂正報告書および平成18年10月期半期報告書の提出に至るまでの経緯、内容理由は以下のとおりであります。

### 1. 平成17年10月期決算の退職給付債務額計算における 錯誤のデータを使用した経緯

#### (1) 退職給付制度の改定

弊社は、退職給付の企業負担を軽減する目的で、平成16年5月1日に代行返上をし、当初の目的はある程度達成されました。その後将来発生する退職給付の費用負担を更に軽減するため、平成17年10月1日を基準日として退職給付制度の全面的な見直しを実施することとしました。改定にあたっては第一生命とコンサルティング契約を締結し、平成16年11月

より打ち合わせをし、平成 17 年 5 月 23 日に最終の詳細設計報告書を受領しました。制度改定を極めて単純に言えば、従来の退職一時金、適格年金、確定給付企業年金の 3 つからなる制度を、退職金給付額のおよそ 70% を確定給付企業年金とし、およそ 30% を確定拠出年金（各個人が名義口座に積立、自己責任で運用するもので退職給付債務に反映しない。）とする 2 本立ての制度に改定したものです。

## （2）制度改定後（以下新制度という）の退職給付債務の計算

第一生命の詳細設計報告書に基づき、弊社の新制度と制度改定前（以下旧制度という）の退職給付債務及び勤務費用の計算をみずほ信託銀行に依頼しました。退職給付債務の計算に提供したデータは平成 17 年 6 月上旬、企業年金基金経由にてみずほ信託銀行へ提供した企業年金基金の財政計算に用いたデータと同一のものであります。なお、みずほ信託銀行から弊社に「退職給付債務・勤務費用の計算に関する計算内容等ご確認書」が求められ、確認書は平成 17 年 6 月 29 日に確認印を押印し、みずほ信託銀行に返送しました。

（弊社では退職給付債務の計算は出来ませんので、従来よりみずほ信託銀行に委託をしています。提供したデータフォーマットは別紙 1 です。）

給与 1 (勤続年数ポイント+資格等級ポイント) × 単価（累計）

給与 2 (勤続年数ポイント+資格等級ポイント) × 単価（単年度）

給与 3 移行時仮想個人勘定残高

給与 4 (勤続年数ポイント+資格等級ポイント) × 単価 × 0.6 (単年度)

※項目についての説明

給与 1：ポイント累計額に単価を掛けたものであり、旧制度の退職一時金計算の元となる金額。（単価は平成 17 年 10 月末現在で 8,000 円）

給与 2：単年度のポイント増加額を表し、基準日以降の退職金見込額の増加額を判定するため使用する。

給与 3：仮想個人勘定残高は、ポイント累計 × 単価 × 事由別乗率であり、新制度の確定給付企業年金からの給付額計算の元となるデータ

給与 4：新制度の単年度ごとに増加する退職給付額の増加見込額計算のためのデータ

上記のうち給与 1 と給与 2 は旧制度の退職給付債務の計算に使用し、給与 3 と給与 4 は、新制度の退職給付債務の計算に使用します。今回のデータは平成 17 年 4 月末のポイント累計に基づき計算しています。

## （3）移行時仮想個人勘定残高について（新制度の中核となる基礎データです）

今回の退職給付債務計算にあたり、みずほ信託銀行より上記（2）の 4 種類のデータ提供を求められました。給与 1、給与 2 につきましては、従来提供していたデータであり、従来どおり作成いたしましたが、給与 3（移行時仮想個人勘定残高）および給与 4 につきまして

は、今回の制度変更にあたり新たに提供を求められたものでありました。給与3のデータに使用する事由別乗率には会社都合乗率を用いるべきでしたが、実際の作成にあたって担当者が自己都合データを使用するものと誤認し、本データを提供いたしました。（自己都合による退職金の支給額は、会社都合の場合の平均 60%～70%になります。従って自己都合乗率を乗じて計算した退職給付債務額は会社都合よりも減少します。）

#### （4）退職給付債務の新制度と旧制度の計算書を受け取る。

その後、上記のデータを使用してみずほ信託銀行が計算した旧制度の退職給付債務の報告書を平成17年9月5日に、新制度の報告書を平成17年9月9日に弊社が受け取っています。旧制度の退職給付債務は4,955百万円、新制度の退職給付債務は2,989百万円となりました。

この結果について新制度では、会社の退職給付債務に反映しない確定拠出年金（各個人が名義口座に積立、自己責任で運用する）の割合が約30%となつた為に、退職給付債務額が減少したと理解しました。（提供データの錯誤による減少要因があったということはこの時点では気がつきませんでした。）

#### （5）新制度開始にあたってのデータの移管

一方、企業年金基金の新制度では、みずほ信託銀行にデータ管理を委託することとなるため（制度の仕組上、必要）、従来弊社で管理していたポイント累計のデータをみずほ信託銀行に全部移管する事となりました。そこで、個人別データ（ポイント累計×単価×会社都合乗率で計算）を企業年金基金経由で平成17年10月7日にみずほ信託銀行へ移管しました。それ以降、弊社は、毎月異動データ（採用、退職、昇降格等）のみを企業年金基金に提供することとなりました。平成17年10月期の退職給付債務額の計算（自己都合データで計算）は平成17年9月9日に終了していましたので、みずほ信託銀行としてもこの時点ではデータ錯誤のチェックは不可能でした。

## 2. 提供データ錯誤が判明した経緯ならびに以降の対応

（1）企業年金基金からの依頼によりみずほ信託銀行は、企業年金基金の平成18年3月期決算報告書を作成するにあたり、平成17年10月7日の移管データを使用して計算し、平成18年7月3日に企業年金基金に提出しました。企業年金基金では、この決算書をチェックしたところ平成17年7月9日に受領した「制度変更計算のご報告書」に記載された新制度の数理債務見込額3,081百万円に比べ、平成18年3月期決算の数理債務が4,030百万円となっており、949百万円増加したため、平成18年7月7日にみずほ信託銀行仙台支店の担当者と企業年金基金の担当者が何かの間違いではないかと原因究明の打合せをしま

した。

(2) その結果、平成 18 年 7 月 11 日において、平成 17 年 6 月上旬に提供したデータは会社都合乗率を使用すべきところ、自己都合乗率を使用したデータを提供していたことが判明しました。又、同じデータを使用して計算された平成 17 年 10 月の退職給付債務額も違っているのではないかとの判断から、みずほ信託銀行に対し平成 17 年 10 月期について会社都合乗率を使用したデータで退職給付債務の再計算を依頼しました。

(3) 上記(2)の再計算結果を弊社は 7 月 25 日にみずほ信託銀行から受領しました。

同報告書によれば、退職給付債務額 3,673 百万円で当初の同債務額 2,989 百万円に対して 684 百万円増加していることが判明しました。

又、前日、弊社と監査法人がみずほ信託銀行年金数理部を訪問し、年金数理人と面談の結果「退職給付債務額の増加は 684 百万円であること、原因はデータ相違である。」ことを確認しました。

(4) 弊社は 7 月 25 日から訂正作業を開始しました。作業手順として

① みずほ信託銀行の最終データから、まず退職者等の個人データを修正、退職給付債務額を確定する。

② 平成 17 年 10 月期 有価証券報告書のうち影響を受ける決算附属資料の訂正およびそれに伴う勘定科目の抽出をし、各科目の修正仕訳の処理をいたしました。

〔訂正を要する決算附属資料〕 ① 退職給付債務計算書  
② 販管費の原価配賦書  
③ セグメント資料  
④ キャッシュフロー計算書  
⑤ 繰延税金資産の資料

〔訂正を要する勘定科目〕 ①未成工事支出金 ②販売用建物 ③前払費用  
④建物 ⑤建設仮勘定 ⑥長期前払費用  
⑦繰延税金資産 ⑧退職給付引当金  
⑨完成工事原価 ⑩賃借料 ⑪減価償却費  
⑫退職給付費用 ⑬法人税等控除額の 13 項目

③ 上記②の会計処理後に連結財務諸表および個別財務諸表の訂正を行い、加えて訂正に伴う注記などの記載内容の訂正を有価証券報告書の訂正報告書に記入いたしました。

④ 同様の作業を繰り返しつつ、平成 17 年 10 月期決算短信（連結）、平成 17 年 10 月期個別財務諸表の概要と平成 18 年 10 月期第 1 四半期財務・業績の概況（連結）および平成 18 年 10 月期中間決算短信（連結）、平成 18 年 10 月期個別中間財務諸表の概要の各書類の訂正を行いました。

(5) 監査法人にも全面的にご協力頂き、可能なところから逐次チェックを開始して頂きました。当社は 7 月 29 日、30 日と作業を続けましたが平成 18 年 10 月期半期報告書の作成は順番として最後にならざるを得ないので、物理的にも 7 月 31 日に間に合いませんでした。

### 3. 事務上のリスクに対する取締役会の認識、及び管理体制上の問題点

#### (1) 管理体制上の問題点

①退職給付制度は極めて専門的な分野であり当社における主管部は総務部となっていますが、平成 17 年 10 月の制度改定を含め、実質的に制度改定全般を把握しているのは、企業年金基金であります。

②問題点の第 1 は、総務部担当者が単なる計算データの提供者となっており制度全般の理解・認識に欠けるような教育体制・管理体制になっていたことがあります。更に総務部内の再チェック体制も欠如しており、1 人の担当者に任せ切りの状態にありました。

弊社は、平成 17 年 3 月、本社効率アップの為、財務部と総務部を除く他部門を東京本社へ移転しました。同時に従来平成 15 年 10 月までデータ提供を担当していた総務部次長代理を東京本社に転勤させました。盛岡本社の総務部は財務部長が盛岡の総責任者という立場で管理する体制としました。

結果として、「データ提供の経験 1 年」の担当者に一人でデータ提供を担当させることになりました。退職給付制度改定の時期に「データ提供の経験 1 年」の担当者に全てを任せ切りにしたという点は、今振り返れば担当者の職務遂行能力を超える事態であるというリスク認識が欠如していたと考えます。

③第 2 の問題点は企業年金基金の位置付けであります。東日本ハウス㈱と同企業年金基金とは異なる組織であるとは言え、事務管理フローについては、再チェック等一元管理すべきであります。今回のケースでも制度改定を主管した企業年金基金が総務部の提出したデータを再チェックしていれば防止することができました。しかし、データの受渡しは CDROM で磁気データのまま行っており、実際にコンピュータにて、データを表示、印刷などを行い内容をチェックすることまではしなかった為、防止できませんでした。

④從来会社側の姿勢として退職給付制度は専門的な分野であり特に「企業年金基金やみずほ信託に任せておけば大丈夫だろう」という甘えがあった点を反省しております。企業年金基金側としても制度改定を主管した責任部署としては「提供データは会社側の担当」というような責任意識の欠如がありました。

#### (2) 錯誤データ使用を含む事務上リスクに対する取締役会の認識

①退職給付制度の改定については、平成 16 年の秋頃から第一生命の提案（日本版 401K である確定拠出の導入を軸とした制度改定）を受ける形で企業年金基金が中心となつて検討を始めました。

②取締役会として始めて制度改定を検討したのは平成 17 年 5 月です。

取締役会としては、a. 会社の退職給付債務費用の軽減、b. 社員に対し著しい不利益改定にならないかの 2 点について協議しました。

a. については、確定拠出年金を導入することによって確実に退職給付債務費用は軽減できるという認識を持ちました。

b. については、一時金ベースでは現行の給付水準がほぼ維持されること、万が一企業が消滅した場合でも年金資産が社外に積立てられている等、不利益改定にはならないとの認識を持ちました。

③しかし、この時点では、制度改定に伴ない計算方式が変更になるという事務上のリスクがあるとについては、設計内容が極めて専門的である為、踏み込んだ検討はしませんでした。

### 4. 証券取引等監視委員会の調査について

(1) 「平成 17 年 10 月期有価証券報告書の訂正」ならびに「平成 18 年 10 月期半期報告書の提出遅延」について、証券取引等監視委員会による経緯、内容理由等の調査が実施されました。

(2) 弊社は、証券取引等監視委員会からの事情聴取に対しまして「有価証券報告書の虚偽記載という重大な法令違反をしたという事実について深く反省しております。しかし、その原因および経緯は、事務処理の過程で生じた錯誤であり故意又は作為的に行ったものではありません」旨、説明いたしました。

(3) 平成 18 年 11 月 22 日「課徴金に係る証券取引法第 178 条第一項各号に掲げる事実」として以下

『平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの連結会計年度につき、平成 18 年 1 月 27 日、関東財務局長に対し、退職給付引当金を過少計上することにより、被審人の同連結会計年度の連結純資産額が 33 億 9800 万円（100 万円未満切捨て。以下

同じ。) であったにもかかわらず連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 37 億 7100 万円と記載するなどした連結貸借対照表、及び連結経常利益が 15 億 2500 万円であつたにもかかわらずこれを 21 億 5100 万円と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。』

との事由で課徴金 200 万円の勧告を受けました。

又、同勧告に基づき、同日付で金融庁より審判手続開始決定の通知を受けました。

(4) 弊社といたしましては、証券取引等監視委員会から勧告を受けた事態について誠に遺憾であり、真摯に受け止めております。

つきましては、本件について「課徴金に係る証券取引法第 178 条第一項各号」に掲げる事実および課徴金の額を認めて争わない旨、答弁書を提出いたしましたので、審判手続は終了いたしました。

## 5. 今回の訂正が投資者及び証券市場に与えた影響についての認識

今回、弊社が行った決算短信及び有価証券報告書等の訂正は、これまでに申し述べましたとおり、その原因および経緯は、事務処理の過程で生じた錯誤であり、故意又は作戦的に行ったものではありません。しかしながら、事務処理過程で生じた錯誤とはいえ、弊社は、結果的に誤った決算内容を開示していたことは事実であり、そのことによって、株主、投資者及び関係各位にご迷惑をおかけしましたとともに、証券市場の信頼を損ねたことについて、重く受け止め深く反省しております。

## 6. 今後の改善措置について

(1) 前述のとおり、当社の管理体制に最大の問題点があるとの認識から、管理体制を変更、鋭意再発防止の為の体制強化を行って参ります。事務フローの改善は別紙 2 のフロー図に記載いたしましたが、主要な改善内容の第一は、平成 17 年 10 月以降、退職給付債務額の計算に使用する基礎データの管理をみずほ信託銀行に業務委託したこと、又、第二は、計算結果について、みずほ信託銀行との間で「計算結果報告会」を実施、内容確認をすることにしたことです。この為、今後はこのような大規模なデータ錯誤の発生はないものと理解しております。

### (2) 退職給付債務に係る業務のチェック体制ならびに教育

- ①別紙 2 改善事務フロー図のとおり、最終的に必ず総務部長のチェックを受け、更に、東日本ハウス企業年金基金の再チェックを受けることとします。
- ②担当者を 2 名体制にして担当者間の再チェックを実施します。
- ③当該業務および年金業務全体の教育については、東日本ハウス企業年金基金による研修

ならびに、みずほ信託銀行による個別勉強会を年に1度以上実施すること、又、外部セミナー研修等を受講させます。

(3) 東京本社 総務部の体制については、以下のとおり強化を図っております。

現在 総務部は東京本社と盛岡本社とに分かれておりますが、平成19年4月には、東京本社に統一する予定です。(すでに退職給付債務関係の業務は平成18年4月より東京本社で行っています。)

①総務部長は、平成13年11月1日～平成14年10月31日まで在籍した前部長(昭和51年入社 53歳)を再度 平成18年11月1日付で異動しました。新部長は総務部在籍12年、財務部在籍8年の管理職社員です。

②又、平成18年10月総務部員として男子1名(32歳)を新規採用しました。前職では総務担当として6年在職しております。

③平成18年12月1日付で勤続年数7年の中堅女子1名を東京本社に転勤させます。平成19年4月には残りの男子1名、女子1名も東京本社に転勤させます。

(4) 東京本社 財務部の体制については、以下のとおり強化を図って参ります。

①現在、財務部も総務部同様、東京本社と盛岡本社に分かれておりますが、平成19年4月には東京本社に統一する予定です。

②東京本社に一本化した場合の陣容は、部長、資金担当次長、決算担当次長ほか男子5名、女子7名となります。

③しかし、財務部の体制は「内部統制基準」とりわけ「財務報告に係る内部統制」に深く係る問題と認識しております。弊社では本年5月8日の取締役会で「内部統制基準」の基本方針を決議、まず手始めに同月より人事・労務コンサルタント(筆頭株主 ジェイ・ウィル・パートナーズ紹介による人事コンサルタント)による検討をスタートさせており、この12月末終了の予定です。

「財務報告に係る内部統制」については、平成19年1月から外部コンサルタントのアドバイス、支援を受け、平成19年4月末をメドに基本体制構築をしたいと予定しております。

(5) 「内部統制基準」への対応を進める過程で体制上の新たな問題も浮かび出ると予想されますが、財務・総務スタッフ(特に管理スタッフ)に不足がみられるようであれば、人材派遣も含め、抜本的に対応していく所存であります。

## 7. 改善措置の実施スケジュールについて

(1) 別紙 2「退職給付債務計算の改善事務フロー」

平成 18 年 10 月期以降実施しております。

(2) 総務部、財務部の盛岡本社、東京本社の統合

平成 19 年 4 月末を予定しております。

(3) 「内部統制基準」への対応

平成 19 年 1 月から 4 月にかけて基本体制構築、同 5 月以降、可能な項目から試行開始、

平成 20 年 1 月の定時株主総会において最終案の報告をする予定です。

以上

## 在職者データフォーマット（エクセル形式）

項目	事業所番号 (支店番号含む)	従業員番号 (勤怠番号含む)	性別 (1男の場合は「1」、2女場合は「2」)	職種 (1昇給対象の場合は「1」、2昇給非対象の場合は「2」)	加入員区分 (1新規登録、2生年月登録)	生年月日 (生年月日～生年月日)	入社年月日 (生年月日～入社年月日)	資格取得年月日 (資格コード～資格年月日)	給与1 (給与引当額×勤務月数) ×8,000 (累計) (原料料率：平成17年3月26日)	給与2 (勤務先支拂い料金等総額×勤務月数) ×8,000 (半年度)	給与3 (勤務先支拂い料金等総額×勤務月数) ×8,000 (年間)	給与4 (勤務先支拂い料金等総額×勤務月数) ×8,000 ×0.6 (半年度)
○ (注1)	○ (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## データ範囲

データ入力欄に該する範囲	平成17年 4月 30日
--------------	--------------

## データ範囲

企業規則 第4条の規定による社員	各項目を1つのセルに入力して下さい。
	・1人につき1行入力し、先頭行には上記項目名（事業所番号、従業員番号等）を入力して下さい。
	・入力欄に〇印のある項目のみ入力をお願いいたします。
	・〇印のない項目については、列を削除せず、セルをブランクとしてください。
	・エクセルのファイル名は、TASISU1.xls1としていただきれますようお願いいたします。

## データ入力欄に該する範囲

職種	1: 2: 3: 4: 5: 6: 7: 8: 9: 0:
----	--

## 性別

1: 男子
2: 女子

## 加算目区分

1: 2:
----------

## 資格取得年月日

八方要素欄	各項目を1つのセルに入力して下さい。
	・1人につき1行入力し、先頭行には上記項目名（事業所番号、従業員番号等）を入力して下さい。
	・入力欄に〇印のある項目のみ入力をお願いいたします。
	・〇印のない項目については、列を削除せず、セルをブランクとしてください。
	・エクセルのファイル名は、TASISU1.xls1としていただきれますようお願いいたします。

給与	給与名	単位	備考
給与1	(勤務時間×給与料金) ×8,000 (累計) (原料料率：平成17年3月26日)	円	累計賃金に追算したと定めた退職金保証額3年に定める累積点数(保証月数) ×8,000円を入力してください。
給与2	(勤務先支拂い料金等総額×勤務月数) ×8,000 (半年度)	円	データ基準日時点での勤務年数および勤務条件に対応した退職金保証額において別途定められた額を入力してください。(平成17年4月のボイント改正後のものを入力してください。)
給与3	移行時支拂退職人員定額高	円	データ基準日時点で算定した額を入力してください。
給与4	(勤務時間×給与料金) ×8,000 ×0.6 (半年度)	円	(給与2と同じ)

## 注意事項

(注1) 事業所番号は法人に応じて入力してください。

(注2) 従業員番号欄 (②欄) に確定給付金算定年・加入者番号を挿入で入力しましたので、「〇」枠を入力してください。

(注3) 給与1、2は現行退職金制度のPBO計算に使用し、給与3、4は改訂後の確定給付金制度の財政・PBO計算に適用します。

## 退職給付債務計算の改善事務フロー

退職給付債務計算について、誤りのない正確な業務を行うため、次の改善策を講ずる。

- ①退職金データ管理をみずほ信託銀行に委託(「業務委託契約」締結:平成17年10月1日付)
 

※平成17年9月30日現在までの累積データを移管。その後は当社より毎月の社員異動データ(入社、退社、資格等級の昇降級)を基金に提供、同データを基金がチェックし、基準給与額の変更を行い、みずほ信託銀行へ正式データとして提供。みずほ信託銀行はこれを「年金情報システム」に登録する。  
さらに、上記データについては、みずほ信託銀行と基金との間で照合作業を行う。

※今後退職給付債務額の計算に使用するデータはみずほ信託銀行データとなりデータ錯誤の原因は解消。
- ②一連の業務についての[チェックリスト]作成
- ③計算委託会社との打合せを2回実施(計算着手前、計算結果報告時)
 

※従来は郵送、電話、メール等の打合せ形態であったものを3者が直接面会し提出データなど計算の前提条件を事前確認、また計算結果についても直接面会し報告を受けることとする。  
なお、3者とは、当社、東日本ハウス企業年金基金(以下基金という)、みずほ信託銀行(計算委託会社)をさす。
- ④社内承認、確認の徹底～以下の「改善事務フロー」および「チェックリスト」により社内チェック体制構築とする。

